

スウィープサービス取扱規定

大和証券株式会社

第1条 規定の趣旨

この規定は、お客様が大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設された総合取引口座又は保護預り口座（以下、「当社お客様口座」といいます。）と、お客様が指定する金融機関（以下「指定金融機関」といいます。）の普通預金口座との間で、自動的に入出金を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する取り決め（以下「本規定」といいます。）です。

第2条 本サービスの利用

次の各号の全てに該当する場合に、お客様と当社との間の本サービスのご利用に関する契約（以下、「本契約」といいます。）は成立し、お客様は、本規定に基づいて本サービスをご利用になることができます。

(1) 個人のお客様

- ① お客様が当社所定の方法によりお申込みになり、かつ、当社が承諾した場合。
- ② お客様が当社に総合取引口座を開設されている場合。
- ③ お客様が、オンライントレードの申込みをされている場合。
- ④ 指定金融機関にお客様名義の普通預金口座が開設されていること。

(2) 法人のお客様

- ① お客様が当社所定の方法によりお申込みになり、かつ、当社が承諾した場合。
- ② お客様が当社に保護預り口座を開設されている場合。
- ③ 指定金融機関にお客様名義の普通預金口座（以下「指定金融機関お客様口座」といいます。）が開設されていること。

第3条 指定金融機関の範囲

本サービスのご利用にあたって、お客様が指定できる金融機関は、別途当社が定めるものとします。

第4条 自動資金送受金処理

1. 当社は、毎営業日夜間に行う計算により、翌営業日の当社お客様口座にお預り金（ただし、即日預託規制銘柄の取引等による拘束金など、当社所定の拘束金は含まれません。以下、「剰余金」といいます。）があることが見込まれる場合、当社お客様口座より翌営業日付で出金を行い、指定金融機関お客様口座へ送金します。
2. 当社は、当社お客様口座が以下の条件に該当する場合は、指定金融機関に対し、以下の通り不足金相当額等の送金を依頼します。
 - (1) 毎営業日夜間に行う計算により、翌営業日の当社お客様口座において、買付代金の受渡、振込出金などにより、不足金が発生することが見込まれる場合、指定金融機関に対し、指定金融機関お客様口座から当社お客様口座に、翌営業日付で不足金相当額の送金を依頼します。
 - (2) 当社お客様口座残高を超える金銭の払戻請求、信用取引・外国為替証拠金取引等の現金保証金・証拠金等への差入れ依頼などがあつた場合、指定金融機関に対し、指定金融機関お客様口座から当社お客様口座に、当社お客様口座残高を超える部分の金額の送金を、その都度依頼します。

第5条 自動資金送金処理における基準金額の設定

前条第1項の剰余金の指定金融機関お客様口座への送金に係る計算について、お客様は、当社所定の方法により、指定金融機関お客様口座残高の上限金額（以下、「基準金額」といいます。）を設定することができます。この場合、当社お客様口座に剰余金がある場合には、前条第1項の当社お客様口座からの出金は、指定金融機関お客様口座残高が、当該基準金額を上回らない範囲で行います。

第6条 ATMでの取扱に関する特約

1. 本サービスご利用のお客様が、「大和証券総合取引約款」、「ダイワ・カード規定」に定めるダイワ・カードを用いて、当社が設置したATMおよび当社の提携先により設置されたATM（以下、「ATM」といいます。）において、当社お客様口座のお預り金およびダイワMRF（以下「お預り金等」と総称します。）のお引出し及びお預り金等の残高照会を行う場合、「大和証券総合取引約款」、「ダイワ・カード規定」に定める内容に加え、当社が本条第2項および第3項に定める取扱いを行うことにご同意いただいたものとします。
2. ATMを使用してお預り金等の残高照会時、当社は、当社お客様口座のお預り金等の残高（当社所定の拘束金は含まれません。）に加え、当社が指定金融機関に対し、指定金融機関お客様口座から当社お客様口座に、即時に送金を依頼可能な範囲の上限額を合算のうえ、ATMまたはご利用明細に表示する等の方法により、お客様への通知を行います。
3. ATMを使用してお預り金等のお引出し時、お客様は前項の残高照会時に通知する金額の範囲内でお引出しの操作を行うことができます。お引出しの実行により、当社お客様口座に不足金が発生することが見込まれる場合、当社はあらかじめ指定金融機関に対し、第4条第2項第2号に定める、指定金融機関お客様口座から当社お客様口座への、不足金相当額の即時の送金を依頼します。

第7条 証券総合サービスの利用に関する特約

本サービスご利用のお客様は、「大和証券総合取引約款」に定める証券総合サービスのご利用にあたって、「大和証券総合取引約款」に定める有価証券等の果実、償還金、売却代金又は解約代金等のお支払いがあつた時、および有価証券等の買付代金等のお支払いの為に入金を行った時における指定受益権の取得（自動運用買付）を行わない取扱いとすることに、ご同意いただいたものとします。

第8条 ダイワMRFの換金

1. 本契約の成立時、お客様が保有しているダイワMRFの全数量について、お客様から換金の申込みがあつたものとし、換金します。
2. 「大和証券総合取引約款」に定める証券総合サービスをご利用のお客様は、本サービスのご利用中であっても、「大和証券総合取引約款」に定めるお客様の有価証券等の買付代金等の不足が生じる場合、もしくは、お客様からの金銭の引出可能額以上の金銭の引出請求があつた場合における、指定受益権の換金処理（以下、「自動運用換金処理」といいます。）は行われます。この場合、自動運用換金処理は、第4条第2項に定める自動資金送金処理に先んじて行われます。

第9条 当社との間で証券担保ローン取引を行っているお客様の取扱

当社との間で「ダイワの証券担保ローン基本取引約定書」、「ダイワのネットローン基本取引約定書」その他の約定に基づき当社お客様口座において保有される有価証券を担保としたお借入にかかる取引をされているお客様は、本サービスのご利用中、「普通預金口座担保特約約定書」の内容が適用されます。

第10条 取扱部店の変更

お客様が、当社において取扱部店の変更手続（当社が定める方法によって、お客様が新しく当社お客様口座を開設し、取扱部店の変更手続前よりお客様が保有している当社お客様口座の残高を新しく開設した当社お客様口座に移管する手続を指します。以下、「取扱部店変更」といいます。）を行った場合、お客様は、取扱部店変更により新しく開設した当社お客様口座にて本サービスをご利用できるものとし、取扱部店変更前の当社お客様口座においては、本サービスをご利用できないものとします。

（裏面へ続く。）

第 11 条 取引の報告

当社は、本サービスにかかる当社お客様口座の入出金の通知を、「大和証券総合取引約款」、「大和証券保護預り・振替決済口座管理約款」に定める「取引残高報告書」により行います。

第 12 条 本サービスの解約

- 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、本契約は、終了するものとします。
 - お客様が当社所定の方法により、本サービスの利用中止の申し出をされた場合。
 - お客様による当社お客様口座の利用が終了した場合。
 - お客様による指定金融機関お客様口座の利用が終了した場合。
 - 次に掲げるいずれかの事由又はその他のやむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。
 - 当社の総合取引口座又は保護預り口座の規定に照らし、お客様による本サービスのご利用が不適当な場合。
 - お客様から当社への届出事項等につき虚偽であることが判明した場合もしくは虚偽の疑いがあると当社が判断した場合。
 - お客様が第 2 条各号の利用要件を欠くに至った場合。
 - お客様が本規定に違反した場合。
 - 当社が本サービスを営むことができなくなった場合。
 - お客様が第 16 条に記載の本規定の変更不同意の場合。
- 前項第 1 号および第 4 号に基づき本契約を終了し、指定金融機関お客様口座の利用を終了する場合、当社は、指定金融機関に対し、当該終了時点で指定金融機関お客様口座に入金されている金銭の全額について、当社お客様口座への送金を依頼します。

第 13 条 免責事項

- 当社お客様口座または指定金融機関お客様口座が、当社または指定金融機関所定の理由により、お取引制限等の措置がなされている場合、本サービスによる入出金は行われません。この場合に生じた

損害について当社はその責めを負わないものとします。

- 本サービスによる入出金は、当社または指定金融機関のシステムメンテナンス状況、システム障害または通信障害等によりご利用できない場合があります。この場合に生じた損害について当社はその責めを負わないものとします。

第 14 条 準拠法・合意管轄

本規定に関する準拠法は日本法とします。本規定に関しお客様と当社との間で生ずるすべての訴訟について、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 15 条 他の規定、約款の適用

この規定に定めのない事項については、「大和証券総合取引約款」、「大和証券保護預り・振替決済口座管理約款」、「ダイワ・カード規定」等により取扱います。

第 16 条 規定の変更

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要として認めた場合には、変更されることがあります。なお、この規定の内容が変更され、お客様の従来の権利を制限したり新たな義務を課すことになる場合には、その変更事項を通知させていただきます。また、上記にかかわらずその変更内容が軽微である場合には当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。この場合、お客様から所定の期日までに異議のお申立てがないときはご同意いただいたものとして取扱います。

附 則

この取扱規定は、平成 24 年 4 月 1 日より適用されます。

以上

個人情報の利用目的

大和証券株式会社

大和証券株式会社（以下「当社」といいます）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、お客様の個人情報下記事業及び利用目的の達成に必要な範囲内において取扱いいたします。

また、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他の必要と認められる目的以外の目的に取得、利用または第三者提供をいたしません。

□当社の事業内容

- 金融商品取引業務（有価証券の売買業務、デリバティブ取引業務、有価証券の売買の取次ぎ、媒介、または代理業務、デリバティブ取引の取次ぎ、媒介、または代理業務、有価証券の引受け業務、有価証券等管理業務、投資一任契約に係る業務等）及び金融商品取引業務に付随する業務
- 保険募集業務、商品取引業、貸金業等、法律により金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- その他金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

□当社がお客様の個人情報を取扱う際の利用目的

- 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品等の勧誘・販売、サービスに関する情報提供等を行うため
- 当社または関連会社、提携会社等の他の事業者の金融商品その他の商品の勧誘・販売、サービスに関する情報提供・広告等を行うため（今後取扱いが認められる商品を含む）
- 法令諸規則・当社社内規則・適合性の原則等に照らした商品・サービスのご提供の妥当性を判断するため
- お客様ご本人であること、またはご本人の代理人であることを確認するため
- お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告やセミナー等の参加確認を行うため
- お客様との取引に関する各種事務を行うため
- 市場調査、データ分析やアンケートの実施等により、金融商品等やサービスの研究、開発、改良を行うため
- 他の事業者等から個人情報の取扱いの全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- 当社が法令や協会規則等により義務づけられている事項を遵守するため
- 当社の業務遂行にかかわる必要に応じてご連絡を行うため
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

以上